

農林水産振興施策の総合的推進について

令和5年6月

農林水産部総合農政課

目 次

I 本県農林水産業の現状・課題、施策の方向性

- 1 多様なひょうごの農林水産業・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本県農林水産業を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 農林水産業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 ひょうご農林水産ビジョンの推進・・・・・・・・・・・・ 7

II 総合農政課所管施策

- 1 農業・農村の計画的土地利用の推進・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進・ 9
- 3 農林水産技術の開発・普及・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 食と「農」に親しむ楽農生活の推進・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 農地の利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

I 本県農林水産業の現状・課題、施策の方向性

1 多様なひょうごの農林水産業

兵庫県は、「日本の縮図」ともいわれるように、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれている。

生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も多く、主なものとして、農産物では、山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）、たまねぎ、いちじく、カーネーション、また、水産物では、シラス、ホタルイカ、ハタハタ、ズワイガニ、ノリ養殖、イカナゴ、スズキ類等が挙げられる。

さらに、全国的に有名なブランドとしては、神戸ビーフ、明石鯛などがある。

【全国順位上位を占める主な農林水産物】

項 目		生産量等	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
米	山田錦[酒米](出荷量)	15,951 t	57.8%	1	播磨地域
豆	丹波黒[黒大豆](収穫量)	1,059 t	41.1%	1	丹波・播磨地域
野菜	たまねぎ(収穫量)	100,200 t	9.2%	3	淡路地域
	レタス(収穫量)	25,900 t	4.7%	5	淡路地域
	しゅんぎく(収穫量)	1,230 t	4.5%	7	神戸・阪神地域
	はくさい(収穫量)	22,600 t	2.5%	10	淡路地域
	キャベツ(収穫量)	26,200 t	1.8%	11	淡路・神戸地域
果実	いちじく(収穫量)	1,297 t	11.2%	4	神戸・阪神地域
	びわ(収穫量)	163 t	5.6%	6	淡路地域
	くり(収穫量)	417 t	2.7%	9	丹波・阪神地域
花き	カーネーション(出荷量)	17,400 千本	8.6%	4	淡路地域
	花壇用苗もの類(出荷量)	24,800 千本	4.5%	6	神戸・播磨地域
畜産物	生乳(生産量)	77,936 t	1.0%	15	播磨・淡路地域
	肉用牛(飼養頭数)	56,400 頭	2.2%	11	淡路・播磨・但馬地域
	鶏卵(生産量)	100,789 t	3.9%	12	播磨地域
	ブロイラー(出荷羽数)	12,494 千羽	1.7%	12	但馬地域
	はちみつ(生産量)	64 t	2.3%	15	播磨・阪神地域
水産物	シラス(漁獲量)	13,972 t	23.6%	1	瀬戸内海
	イカナゴ(漁獲量)	142 t	2.2%	3	瀬戸内海
	ノリ養殖(収穫量)	63,135 t	22.5%	2	瀬戸内海
	ズワイガニ(漁獲量)	787 t	28.1%	1	日本海
	ハタハタ(漁獲量)	1,783 t	36.7%	1	日本海
	ホタルイカ(漁獲量)	3,377 t	57.6%	1	日本海
	タコ類(漁獲量)	1,570 t	4.8%	2	瀬戸内海
	カレイ類(漁獲量)	1,860 t	4.7%	4	日本海・瀬戸内海
	パノスヱワイガニ(漁獲量)	1,829 t	14.6%	3	日本海
	マダイ(漁獲量)	1,664 t	11.1%	3	瀬戸内海
	カキ(漁獲量)	9,115 t	5.7%	4	瀬戸内海
	スズキ類(漁獲量)	483 t	8.6%	2	瀬戸内海・日本海



※令和5年3月末時点で把握できる数値

2 本県農林水産業を取り巻く環境

(1) 消費地に近い立地

本県は、多彩な農林水産物を育む生産県でありながらも、県内・周辺府県に多くの大消費地があり、流通、販売面で大きなアドバンテージを有している。



出典：総務省他各自治体発表
(R4.10.1 推計人口)

(2) 食品関連産業が集積

本県には多くの食品関連産業が集積しており、例えば食品製造業では、製造品出荷額(1兆6,557億円)が全国4位、事業所数(910)も全国4位の地位にある。

農林水産業がこのような食品関連産業と連携することで、付加価値の高い農林水産物の生産が拡大し、生産者の所得向上や経営安定化につながられる。

【本県の食品製造業の地位】

区分	兵庫県	全国	食品製造業の全国順位
製造品出荷額	1兆6,557億円	29兆6,058億円	第1位:北海道、第2位:埼玉県
【参考】製造業全体	15兆2,499億円	302兆0,033億円	第3位:愛知県、第4位:兵庫県
事業所数	910	21,624	第1位:北海道、第2位:愛知県
【参考】製造業全体	7,106	176,858	第3位:静岡県、第4位:兵庫県

出典：令和3年 経済センサス

(3) 地元や県内でとれた農林水産物に対する高い期待

「地元や県内でとれた農林水産物を購入している人の割合」は62%、「県産食品の安全性や個性・特長などを県が認証する兵庫県認証食品を購入したい人の割合」は95%となっており、県産農林水産物に対する県民の信頼と期待が高い。

出典：「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査(R4年度)
県民モニターアンケート調査(R3年度)

【兵庫県認証食品の認証状況】

- ・ 認証数 2,347 食品(R4年度末)
- ・ 主な認証食品
米、丹波黒大豆、淡路島たまねぎ、牛肉、鶏肉・鶏卵、牛乳、かき、ベニズワイガニ、ホタルイカ、みそ、豆腐、ジャム、日本酒 等

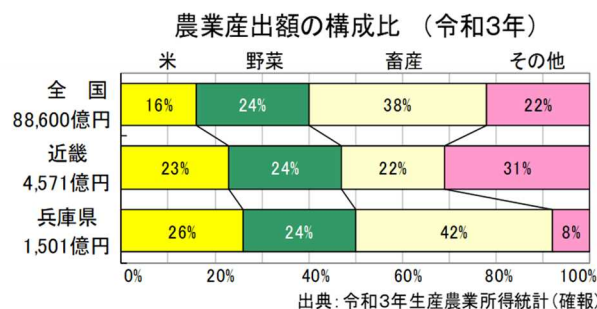
3 農林水産業の概要

(1) 農業

ア 現状

本県の農業産出額は1,501億円(全国22位)で、近畿地方(6府県)の33%を占めており、京阪神都市圏の食料生産基地として重要な地位にある。

農業産出額の構成比を見ると、米の比率が高くなっている。



基幹的農業従事者の平均年齢は70.6歳と全国（67.8歳）よりも高く、高齢化が進行している。耕地面積は、72,400ha（全国18位）で、そのうち水田面積は66,300ha（全国12位）であり、耕地全体に占める割合は全国（54%）と比べると極めて高く、92%となっている。

一農業経営体当たりの経営耕地面積は1.2haで全国（3.1ha）の約4割である。

集落営農に取り組む集落は1,085集落で経営規模は平均12ha（全国33ha）、法人化率は19%（全国40%）と、経営基盤が弱い状況にある。

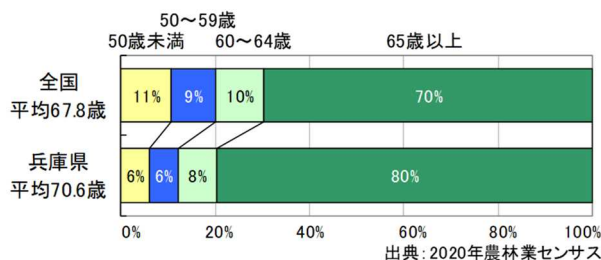
イ 課題

都市近郊の立地という本県の強みを活かすには、米中心の経営から園芸作物を含めた複合経営への転換や、先進的な環境制御技術の導入拡大、多彩な県産ブランドの充実・強化等の推進が必要である。

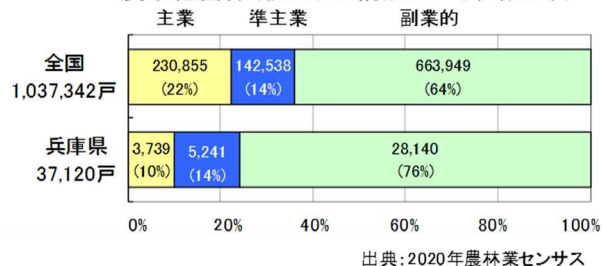
また、将来にわたって農業を持続的に発展させるには、多様な人材の確保・育成とともに、担い手への農地の集積・集約化や農業経営体の法人化等による経営基盤の強化が必要である。

さらに、頻発する集中豪雨や台風に備え、ため池等農業水利施設の点検・整備や耐震化等の適正管理を進めるなど、防災・減災対策を一層推進することが必要である。

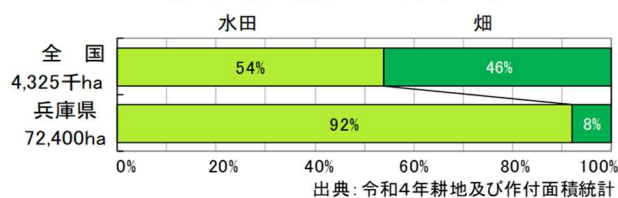
基幹的農業従事者の年齢構成比（令和2年）



農業経営体（個人）の構成比（令和2年）



耕地面積の構成比（令和4年）



(2) 畜産業

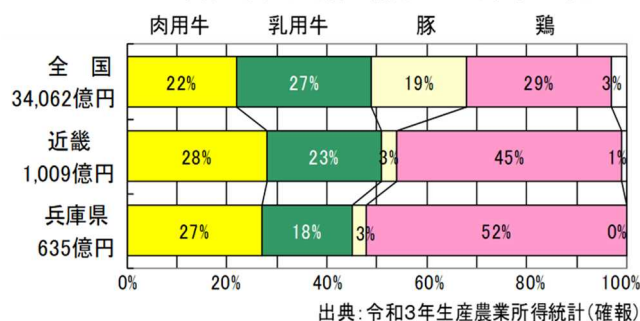
ア 現状

本県の畜産業産出額は635億円で、近畿地方（6府県）の63%を占めている。

肉用牛は県下全域で飼育されているが、そのうち繁殖雌牛は43%が淡路地域で、27%が但馬地域で飼育されている。

乳用牛は35%が播磨地域、34%が淡路地域で飼育されており、採卵鶏は86%が播磨地域で、肉用鶏は69%が但馬地域で飼育されている。

畜産業産出額の構成比（令和3年）



イ 課題

神戸ビーフ等の市場価格や輸入飼料価格の変動に対応するため、施設整備と一体的な家畜導入による規模拡大や分娩監視装置等の省力化機械の導入、飼料の増産等により、生産コストの低減を図るなど、経営基盤の強化が必要である。

また、国内外の厳しい産地間競争に対抗するため、但馬牛・神戸ビーフ等のブランド力強化による需要拡大や、6次産業化による乳製品等の高付加価値化・販路拡大の取組等の推進が必要である。

さらに、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生・まん延防止対策の強化が必要である。

(3) 林業

ア 現状

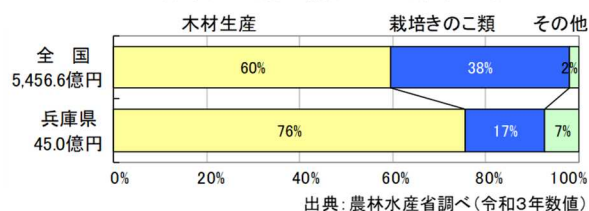
本県の林業産出額は45.0億円で、内訳として木材生産は34.0億円（76%）であり、針葉樹の産出額が95%を占めている。

本県の森林面積は560,080ha(全国14位)で、県土に占める森林の割合は全国とほぼ同じ67%であるが、そのうち、個人や集落が所有している民有林は529,780haで、その割合は95%と全国と比べて極めて高い状況である。

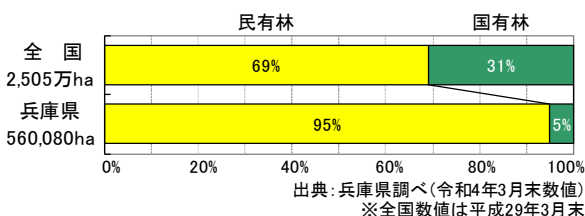
イ 課題

人工林は、伐採して利用が可能とされる46年生以上の森林が概ね8割を占めるなど成熟化が進んでいる。建築用と燃料用の2本柱の木材需要に応えるためには、林内路網の整備とともに高性能林業機械等を活用した効率的な間伐や主伐・再造林を実施し、持続的に原木を供給する資源循環型林業の実現が必要である。

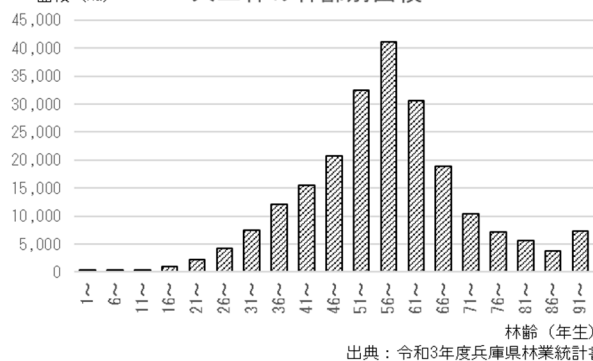
林業産出額の構成比（令和3年）



森林の構成比（令和3年）



人工林の林齢別面積



(4) 水産業

ア 現状

本県の漁業産出額は488億円で、全国6位（シェア4%）に位置するとともに、近畿地方（6府県）の71%を占めている。

日本海では、ズワイガニ、ホタルイカ、ハタハタ、カレイ類等が漁獲されている。

瀬戸内海では、タコ、マダイ、シラス、イカナゴ等が漁獲されている。また、ノリやカキ等の養殖業も盛んで、特にノリ養殖の生産額は215億円と瀬戸内海の漁業産出額の55%を占めている。

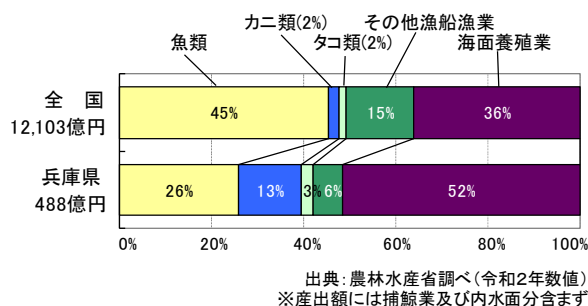
イ 課題

瀬戸内海では、海域へ栄養塩を供給する取組や摂餌した堆積物を消化・分解することで豊かな海の再生に役立つナマコ等の本格的な生産・放流を進めるとともに、増殖場等の造成により水産資源の維持を図る必要がある。

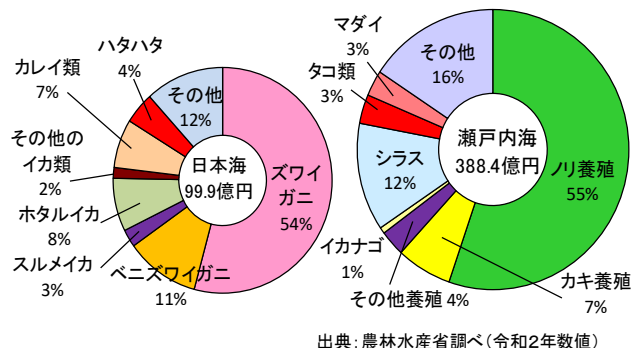
日本海では、省エネで安全性等が向上した改革型漁船への転換を進めるとともに、但馬産松葉ガニやハタハタ、ホタルイカ等のブランド力強化と消費拡大等により、地域の活力向上を図る必要がある。

漁業の基幹産業化に欠かせない養殖業では、高い全国シェアを誇るノリ等の生産安定とともに、サーモン養殖の普及拡大や新魚種の開発を推進する必要がある。

漁業産出額の構成比（令和2年）



海域別の漁業産出額の構成比(令和2年)



4 ひょうご農林水産ビジョンの推進

(1) ひょうご農林水産ビジョン2030の概要

兵庫の強みを最大限に活かし、持続可能な力強い農林水産業を展開するため、本県農林水産行政の基本方針であり、食と「農」に関する県民の行動指針として、「ひょうご農林水産ビジョン2030」（計画期間：2021～2030年度）を農林水産政策審議会の答申を受け、令和3年3月に県議会の議決を得て策定した。

ビジョンでは、めざす姿を「御食国ひょうご令和の挑戦～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」として、3つの基本方向のもと、13の推進項目により県民の期待に応える農林水産業の振興を図る。

(2) ビジョンの方向性

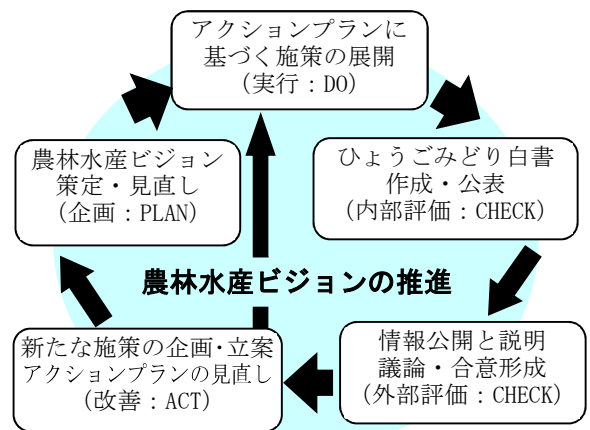
将来にわたる持続可能な農林水産業の展開に向け、都市近郊の立地を活かし、地域の経済と雇用を支える基幹産業化に向けた取組を推進している。

特に、社会情勢の変化や現場の声等を踏まえ、①ポストコロナ社会を見据えた販売力強化と需要の喚起、農山漁村地域の活性化、②効率化・高品質化を進める農林水産業のスマート化、③担い手農家、兼業農家、非農家など多様な人材が地域の農業を支え合う地域協働体制の構築、④県産品のブランド力強化、輸出拡大等を重要な課題として捉え、また、農林水産業・農山漁村を含めた「持続可能な地域づくり」を目指す観点で合致するSDGs（持続可能な開発目標）についても、研修会や専門家派遣等により、農林漁業者等に対する理解促進や実践拡大、県民へのPRを図る。

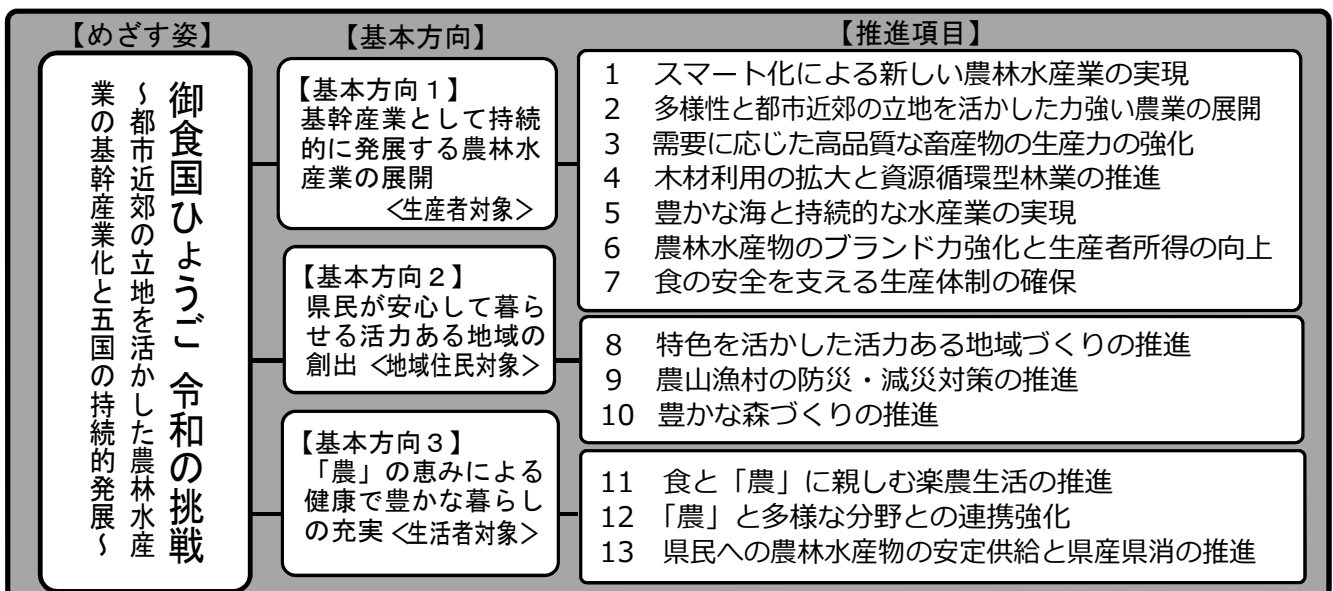
(3) ビジョン推進の基本姿勢

ビジョン推進の基本姿勢を「県民の参画と協働」とし、ビジョンの実現に向け、「施策の企画・立案 → 施策の推進 → 評価・検証 → 改善」の取組を循環させることにより、効果的・効率的に農林水産施策を推進する。

なお、取組成果については、毎年度「ひょうごみどり白書」として公表し、県民へわかりやすく情報提供を行う。



【ひょうご農林水産ビジョン 2030 施策体系図】



Ⅱ 総合農政課所管施策

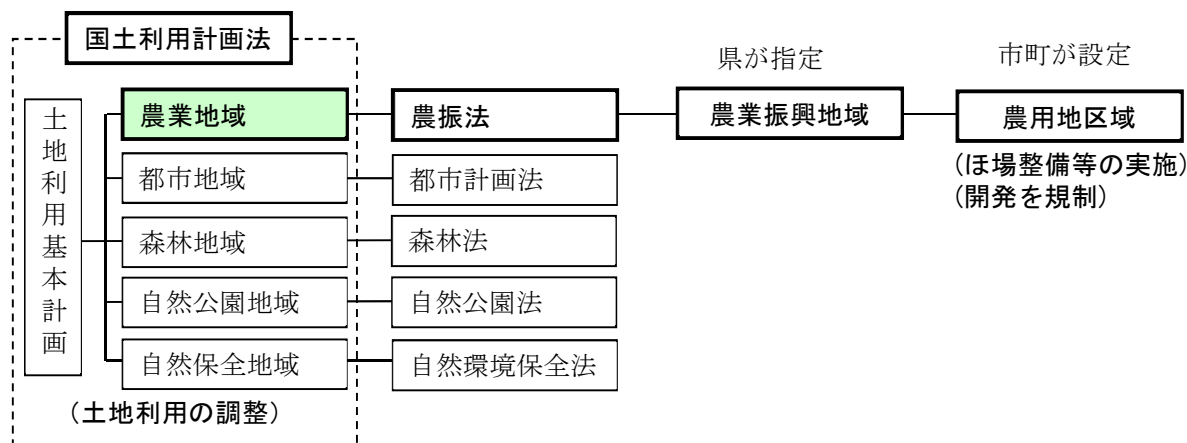
1 農業・農村の計画的土地利用の推進

(1) 農業振興地域制度の概要

農地は、食料生産基盤としての役割や水源かん養などの多面的機能の発揮等を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与していることから、今後もその適正な管理等により優良農地を確保していく必要がある。

農業やその他の土地利用については、「国土利用計画法」に基づく調整により、都市、農業、森林等の5地域を指定し、計画的な土地利用を推進している。

このうち、農業地域においては、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、総合的に農業の振興を図る地域を県が「農業振興地域」として指定し、そのうち、特に将来的に保全すべき集团的農地等の区域を市町が「農用地区域」として設定している。「農用地区域」においては、ほ場整備等の農業振興施策が重点的に実施される一方で、開発が規制されている。



(2) 農業振興地域の状況

県土（約84万ha）に占める「農業振興地域」の割合は21%（約18万ha）であり、うち「農用地区域」の割合は8%（約6.6万ha）となっている。

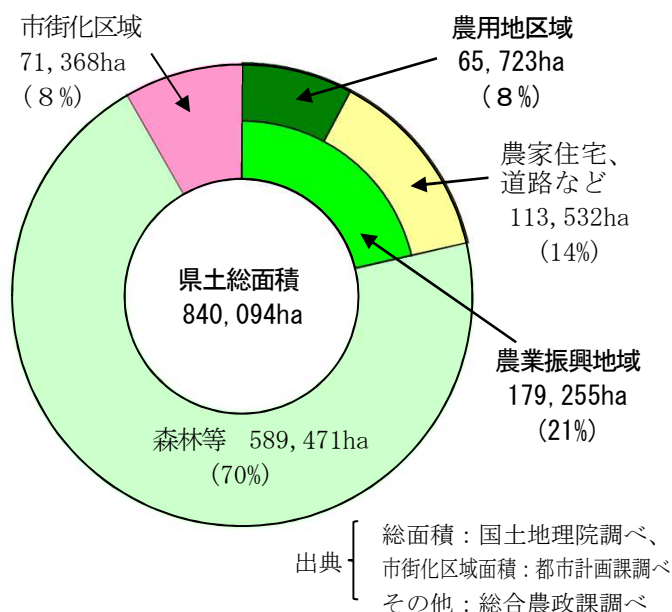
○農業振興地域の指定市町数：34市町

(3) 優良農地^{*}の確保

本県では、農業振興地域整備基本方針において、令和12年度に優良農地61,136haの確保を目標として掲げており、その達成のため、農業振興地域制度等の適正な運用を行っている。また、荒廃農地の再生や計画的な農業生産基盤の整備、担い手への農地の利用集積等を進めるとともに、産業振興・地域の活性化とのバランスを取りながら、優良農地の確保に努めている。

^{*} 優良農地：農業振興地域の農用地区域内に存在する農地のうち荒廃農地を除いたもの

【農業振興地域の状況 (R3)】



兵庫県農業振興地域整備基本方針の優良農地面積の目標

現状 (R3)	目標 (R12)
61,560ha	61,136ha

2 異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進

(1) 現状・課題

県産農林水産物の新たな価値を創造するため、農林漁業者と多様な分野との異業種連携により、新商品・新サービスの創出に取り組む『農』イノベーションひょうごを推進している。

『農』イノベーションひょうごを推進するためには、それぞれ異なる分野で活動を進めてきた者同士が連携を維持し、商品化するために、段階ごとに課題等を共有し、円滑な意思疎通と活用できる支援策の提示等により早期の解決を後押しすることが必要である。

また、農林漁業者が生産から加工、流通まで一体的に取り組む6次産業化を推進するためには、商品開発等の各段階で解決すべき課題の整理をサポートし、特に消費者に選ばれる商品づくり等を支援する仕組みが必要である。

【六次産業化・地産地消法※の計画認定状況】
(R5.3.31現在)

区分	件数	順位	都道府県	件数
全国	2,630	1	北海道	163
近畿	387	2	兵庫	116
		3	宮崎	112

※地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(2) 推進の方向性

農林漁業者と異業種事業者による商品・サービスの創出を図るため、商品のコンセプトを定める初期段階から試作、市場調査、さらには販路開拓と、その発展段階に応じた支援を進める。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者が直面する様々な課題に対し、的確に助言を行い速やかに解決に導く専門家の派遣や必要となる機材の導入等の支援を進める。

(3) 主な取組

ア 「農」イノベーションひょうごの推進


「農」イノベーションひょうご推進協議会（会長：兵庫県農林水産部長）を推進母体として、異種連携・交流のきっかけとなる交流会・セミナーの開催、商品企画のブラッシュアップや市場開拓に知見を有する専門家派遣など、新たなビジネスの創出に向けた支援を行っている。

「農」イノベーションひょうご推進協議会の概要

○設立 平成26年5月15日（会長：兵庫県農林水産部長）（令和5年4月1日現在）

○会員	会員区分	農林漁業者等	2次産業者	3次産業者	金融・その他	研究・大学等	自治体等	合計
	会員数	239	163	162	133	29	38	764

【ビジネス化への発展段階別支援のイメージ図】

交流・連携の促進(Step 1)	新商品企画・商品化の促進(Step 2)	新商品・新サービスの創出
① 出会い・交流の場の創出 ・交流会、セミナーの開催 ・商談会の開催 ② 情報交換等の環境整備 ・ホームページ、SNSの開設 ・メールマガジン配信	③ 商品企画等への支援 ・新商品企画のブラッシュアップ等のため専門家を派遣 ④ 円滑な商品開発等への支援 ・食関連企業等も参画したチームに対し商品開発等を支援	 新商品「神戸ビーフと有馬山椒を用いたソーセージ」

(7) 交流・連携の促進【Step1】

農林漁業者等の課題解決のヒントを探るセミナーや、食品製造・流通関連事業者等とのマッチングを促進する交流会を開催している。(令和4年度 開催回数: 6回)



異業種交流セミナー

(4) 異業種連携による新商品企画・商品化の促進【Step2】

a 新たな商品企画の創出への支援

農林漁業者に対し、消費者ニーズを捉えた新商品企画や訴求力の高い包装デザイン、さらには販路開拓等の課題解決を図るため、専門家による助言・異業種事業者とのマッチング等を支援している。(令和4年度 支援件数: 8件)

b 新商品・新サービスの創出への支援

セミナーや交流会等で出会った農林漁業者と食関連企業等で構成されるチームに対し、新たな商品・サービスの創出を促進するため、試作品の作成経費や新商品に応じた加工機器の導入等を支援している。(令和4年度 支援件数: 6件)

新商品の創出事例

福崎町産もち麦を使用した「もち麦コーヒー」の商品化

- (1) 取組主体: (株)寺尾製粉所、西治宮農組合、もち麦産地振興協議会 等
- (2) コンセプト: 高食物繊維品種「フクミファイバー」を用いた新たな特産品の開発
- (3) 成果: 加工後の食物繊維含有量が約2倍でカフェインフリーのもち麦コーヒー等を開発し、新商品を販売 (R5. 4~)



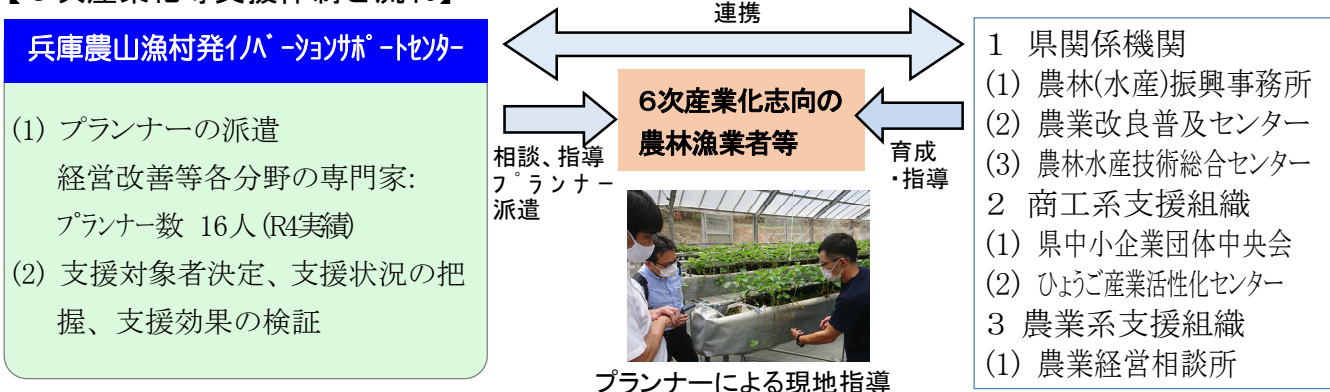
もち麦コーヒー

イ 6次産業化等の支援体制と施設整備支援

「兵庫農山漁村発イノベーション※サポートセンター」を設置し、専門家(プランナー)の派遣等を通じて、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善に向けた取組を支援している。あわせて、加工施設等の整備に対する支援を行っている。

※農山漁村発イノベーション: 従来の6次産業化を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組

【6次産業化等支援体制と流れ】



六次産業化・地産地消費に基づく取組事例

そば粉製造・販売による収益性向上の取組

- (1) 取組主体: 農事組合法人きすみの営農 (小野市)
- (2) 事業内容: そば生産者のきすみの営農が、新たに製粉施設を建設し、自社で製粉加工し、地域の飲食店への販売や製麺業者と連携しそば乾麺の製造販売等を実施。自社で加工を行い、収益性の向上を図っている。



新たに建設した製粉施設と新商品「乾そば」

3 農林水産技術の開発・普及

(1) 現場での技術的課題の解決に向けた試験研究・事業の実施

県立農林水産技術総合センターでは、ひょうご農林水産ビジョン2030がめざす「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」の実現に向け、令和3年3月に第5期中期業務計画（R3～7年度）を策定し、ICTの活用や地球温暖化への対応などの重点化方向に沿った試験研究・事業を実施している。

試験研究・事業の重点化方向

1 ひょうごの農林水産業の未来につながるスマート技術の開発

- <トマト>生育をコントロールする高度な環境制御技術の開発
- <水稲>生育診断アプリやドローンを用いた作業体系の確立
- <土壌>水管理のモニタリングや遠隔管理技術の開発
- <乳用牛>乳汁等のデータをAIで解析し、飼養改善を提案するシステムの構築



農業用ドローンによる鉄コーティング播種作業

2 ブランド力の強化につながる新価値の創出と品質向上技術の開発

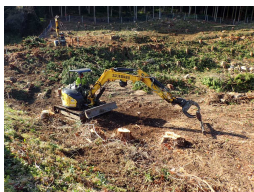
- <水稲>高温登熟耐性を有する新品種の育成
- <但馬牛>ゲム育種の手法や美味しさ指標を活用した但馬牛種雄牛の作出、凍結精液の生産・配布
- <農産流通>首都圏出荷等を視野に入れた青果物の高鮮度品質保持・流通技術の確立



令和5年度基幹種雄牛

3 経営の強化につながる生産性向上技術の開発

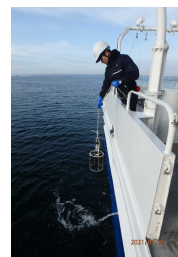
- <主作、園芸等>栽培適性の把握による優良品種の選定
- <いちじく>園地に応じたオーバーラップ整枝の栽培管理指標の作成
- <森林施業>低コストで効率的な主伐再造林の普及モデルの構築
- <養殖>閉鎖循環飼育によるサモンの養殖技術の確立



主伐後の機械地ごしらえ

4 生産の持続性確保等につながる環境適応技術の開発

- <土壌>有機質肥料等を活用した肥培管理技術の開発
- <病虫害>発生予察調査やリバイバル病害虫に対する防除技術の開発
- <森林減災>根系強度を考慮した災害防止機能評価法の確立
- <漁場環境>豊かな海の再生を支える漁場環境保全・再生技術の開発

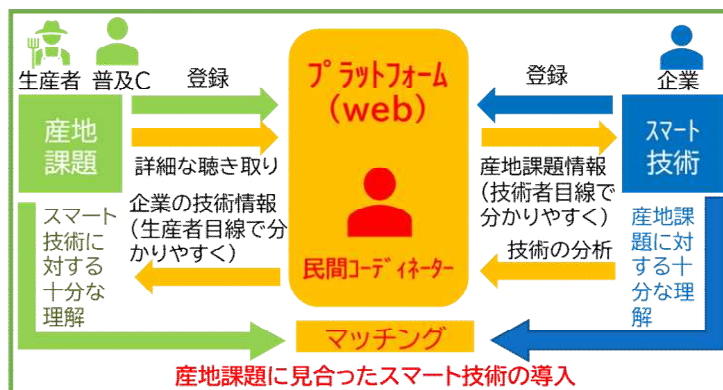


水産調査船による漁場環境調査

(2) スマート農業技術のマッチングの推進

本県では、担い手の減少や高齢化の一層の進行を踏まえ、生産性の向上や高品質化等を図るため、スマート農業技術の普及・定着を図ることが急務である。

このため、産地課題や企業が有するスマート農業技術を集約し、情報を発信するプラットフォームをWeb上に構築するとともに、収集した情報を基にスマート農業技術の知見を有する民間コーディネーターが産地と企業のマッチングを進め、地域の課題解決や経営改善を図る取組を令和4年度から実施している。



(3) 最近の主な試験研究・事業の成果と今後の活用

ア 「山田錦」栽培支援アプリ「Rice Cam Y」（穂肥診断）の開発

近年の夏季の高温傾向や年次変動が大きい気象条件のもとでも高品質な「山田錦」を安定的に生産するため、穂肥の適正な施用は非常に重要であるが、適正な施肥のための穂肥診断には、時間を要する等の課題がある。そこで、スマートフォンで撮影した画像から植被率を算出し、最適な穂肥量を診断するアプリの開発に取り組んでいる。



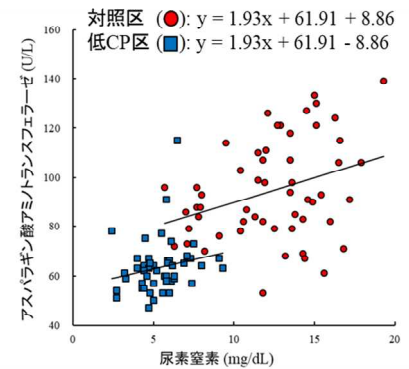
「Rice Cam Y」の撮影方法と診断結果(例示)

これまでの試験結果では、本アプリの活用により、粳数・品質の目標を達成し、高品質で安定した収量を得ることができた。今後、診断精度やアプリの操作性の向上等に取り組み、普及を図ることで、生産者の農業経営力の強化、「山田錦」産地としてのブランド力の維持・向上に貢献する。

イ 肥育牛におけるタンパク質摂取量と肝機能の関連性

肥育牛では、肝機能が低下し、食欲不振などによる産肉性の低下が課題となっている。また、飼料中タンパク質(CP)由来の過剰なアンモニア態窒素は肝臓へ負荷をかけることが知られている。

そこで、濃厚飼料中のCP含量を低下させ、但馬牛去勢牛へ給与した結果、右図のように血液中のCP代謝物と肝機能指標は低下し、CP代謝物が増加すると肝機能指標も上昇する関係が明らかになった。飼料中のCPを低下させることは、肥育牛の肝臓への負荷を軽減するだけでなく、窒素排泄物を減少させることから環境負荷の軽減も期待できる。



血液中のタンパク質代謝物(x)と肝機能指標(y)の関係

ウ 広葉樹林化マニュアルの作成

手入れが著しく不足した針葉樹人工林の広葉樹林化は、保水性や土砂流出防止等の公益的機能を高めると期待される。しかし、その技術は未確立であったことから、「広葉樹林化促進パイロット事業(H24-R3)」の効果検証調査を実施した。

その結果、①シカの生息密度に応じた被害防止対策と維持管理が必要であること、②単一樹種を植栽するよりも、複数樹種を植栽した方が、順調な成長と高い生存率が期待できること、③植栽密度は2千本/haが最適であること等を明らかにし、既往の研究成果と合わせて「広葉樹林化マニュアル」を作成した。

高齢化した人工林等の広葉樹林化に本マニュアルを活用することにより、災害に強い森づくりの推進に貢献する。

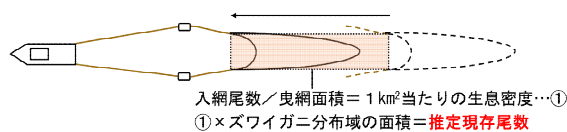


「広葉樹林化促進パイロット事業」で施工した伐採跡地(白点線)に植栽した広葉樹(ドローンによる撮影)(佐用町)

エ ズワイガニ漁期解禁直後の漁況予測

但馬地域を代表する水産物であるズワイガニの分布密度調査を 20 年以上継続して実施しているが、ズワイガニ資源は近年減少傾向であるため、漁業者が効率的な操業を行えるよう推定精度の向上が求められている。

そこで、調査結果の算出方法を従前の「1 網当たりの入網尾数」から曳網面積の変動を勘案した「面積当たりの生息密度」に変更することで推定精度の向上を図り、漁業者へ但馬沖に生息するズワイガニの推定尾数を示した。また、資源保護のため自主規制により漁獲できない小型ズワイガニが多く混獲される海域の周知など注意喚起も併せて行っている。



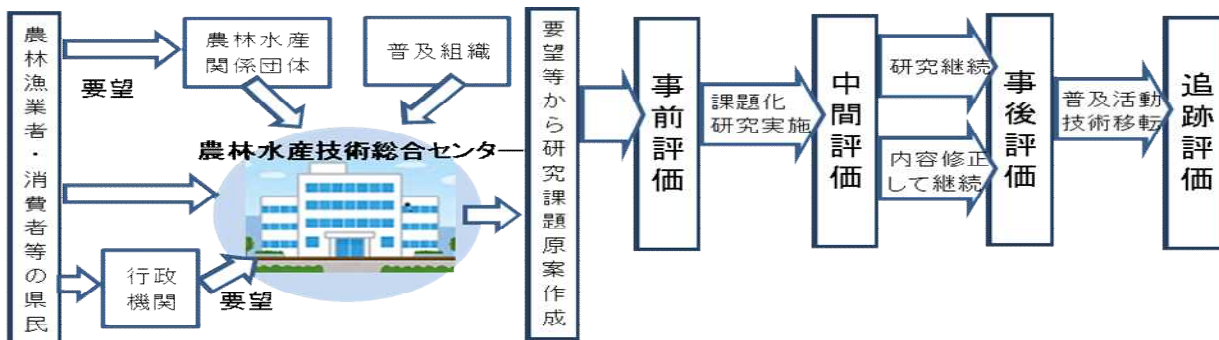
推定現存尾数の算出方法

本調査結果の情報発信に努め、将来にわたってズワイガニが利用できる持続的な漁業の実現に貢献する。

(4) 試験研究機関における研究課題設定と評価

県立農林水産技術総合センターでは、農林漁業者、関係団体、行政機関等の要望を踏まえて研究課題原案を作成し、県農林水産技術会議及び外部評価専門委員会による「事前評価」を経て課題化し、研究を実施している。

さらに、研究途中（3 年目）に「中間評価」、研究終了の翌年度に「事後評価」、普及・技術移転後も「追跡評価」を行い、効果的な研究運営に努めている。



(5) 農林水産技術開発等への理解促進の場の提供（広く県民に開かれた試験研究機関）

農林漁業者向けの研修会、講習会、研究発表会を開催するほか、研究成果や現地情報等を紹介する「センター公開デー」や食と農の体験イベントの開催、開発技術等を紹介する定期刊行物の配布、施設見学や「トライやる・ウィーク」の受け入れを実施している。

さらに、YouTubeによる動画配信など、時代に応じた媒体を通じて研究の取組や成果を発信するなど、農林水産技術開発に対する県民の理解促進に努めている。

【令和 4 年度 受入実績】

(単位：人)

区分	農林水産技術総合センター (本所)	北部農業技術センター	淡路農業技術センター	森林林業技術センター	水産技術センター	但馬水産技術センター	計
施設見学等 受入数	1,707	529	366	1,080	3,742	637	8,061

※水産技術センターには、内水面漁業センター受入実績も含む

4 食と「農」に親しむ楽農生活の推進

(1) 現状・課題

本県では、農作業体験や農山漁村との交流などを通じて、食や「農」に親しむ行動を「楽農生活」と名付け、推進している。

楽農生活の推進拠点として、平成18年に兵庫楽農生活センターを整備し、(公社)ひょうご農林機構を指定管理者とし、民間事業者の参画も得て、①楽農生活推進のための野菜収穫体験等(楽農交流事業)、②楽農生活実践者から段階を上げて就農を目指す者を育成するための栽培技術研修等(楽農学校事業)を展開している。

センターの入園者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて減少していたが、令和4年度は徐々に回復傾向にある。

【兵庫楽農生活センター入園者数の推移】

R2	R3	R4
48,156人	63,777人	93,773人

また、働き方改革による余暇時間の増加やコロナ禍での過密な都市に暮らすリスクの顕在化、3密対応の生活様式等によりライフスタイルが一層多様化する中で、県民ニーズに対応し、より多くの県民にとって「農」の学びや体験の場がより身近なものとなるよう、地域楽農生活センターの開設や市民農園の整備促進等の環境づくりなどを進めるとともに、都市・農村など地域を越えた交流や、定住・二地域居住に向けた支援など、都市と農山漁村が近接する本県ならではの楽農生活を推進していく必要がある。

兵庫楽農生活センターの概要

＜場 所＞ 神戸市西区神出町(旧農業試験場跡地 約14ha)

＜開設日＞ 平成18年11月11日

＜事業内容＞

楽農交流事業：農作物栽培や加工、食などの体験や交流を支援

[野菜・果樹等の農作業体験、地元農産物を使ったレストラン、地域農産物の直売等]

楽農学校事業：就農や生きがい農業など人材の育成や学習を支援

[生きがい農業コース、就農コース、有機農業コース]



●大規模リニューアル(令和元・2年度)で整備(新設・機能強化)した施設

(2) 推進の方向性

令和3年7月に策定した「楽農生活推進方針」に基づき、個々人のニーズに応じた楽農生活の提案や定着を図る施策を引き続き実施する。楽農生活のサポート拠点である兵庫楽農生活センターの機能強化や、楽農生活実践者の裾野拡大を図るとともに、就農に繋がる人材の確保・育成に加え、「農」に携わる人材の確保を進める。

(3) 主な取組

ア 兵庫楽農生活センターの機能強化

楽農生活実践者の裾野を拡大するため、令和元・2年度にいちごの収穫体験ハウスにおける車いすや高齢者等に対応した施設の高設化、就農コースのハウスへの環境制御システムの導入等の整備を行った。整備された施設等を活用し、新たな体験メニューや研修カリキュラムの充実を図っている。

(7) 楽農交流事業（栽培、加工、食などの体験や交流を支援）

事業区分	事業内容	令和4年度参加者数
親子農業体験教室 (ひょうご農林機構が実施)	○親子で米づくりや黒大豆づくりでの田植(定植)から収穫までを体験	稲作 177人(50家族) 黒大豆 93人(30家族)
民間事業者実施事業 (民間企業、JA、地元農業者グループ等が実施)	○野菜栽培体験 ○果樹栽培体験 ○きのこ栽培体験 ○地域農産物を用いた加工体験 ○地域農産物を用いたレストラン ○農産物の直売	2,802人 1,895人 199人 1,192人 33,998人 13,849人

(イ) 楽農学校事業（生きがい農業から新規就農まで幅広い学習や人材育成を支援）

事業名	事業内容	令和4年度受講者数
生きがい農業コース	市民農園等で「農」に親しみたい人のための基礎的な農業研修(上期・下期 各6カ月)	108人
就農コース	就農希望者のための総合的な農業研修(1年間)	19人
有機農業コース	有機農業による就農希望者のための総合的な農業研修(1年間)	2人
有機農業塾	有機農業の基礎理論を学ぶ実践研修(1年間)	56人

〔楽農生活センター大規模リニューアル施設等を活用した体験メニュー・研修カリキュラム〕



高設化いちごハウスでの収穫体験



ピザ窯におけるピザ加工体験



ラジコン草刈り機操作研修

イ 楽農生活の実践拡大

(7) 市民農園の整備促進

身近な楽農生活の実践の場として、市町、JAほか農業者やNPO法人など、多様な主体による市民農園整備を促進している。（令和4年3月現在 472カ所）

また、兵庫楽農生活センターでは県内の市民農園を紹介するホームページ「ひょうごGENKI！農園」を開設し、利用を促進している。

都市農地貸借法等の活用により、安心して生産緑地の貸借が行えることを農地所有者等へ周知し、都市部における市民農園の新規開設をより一層推進していく。



都市における市民農園整備
(明石市)

(4) 地域楽農生活センターの開設

多くの県民にとって楽農生活がより身近なものとなるよう、令和元年度から、①楽農生活に係る情報発信、②農業体験イベント、③栽培講座を実施する地域の推進拠点（地域楽農生活センター）を開設する市町やJA等に対して支援している。（令和4年度 3地区）

(7) 都市農村交流活動への支援

都市住民と農山漁村の住民とが互いに尊重し、支え合える関係を構築するため、都市と農村の交流活動を企画・実施する NPO 法人や大学研究室等を対象に支援を行っている。（令和4年度 9件）

都市と農村交流の事例

兵庫県立大学では、学生を主体とした課外活動団体「チーム小河」を立上げ、相生市小河地域の自治活動に定期的に参加し、交流活動を行っている。

令和4年度は、小河の特産品であるゆずの収穫・加工及びゆず加工品の販売体験や、獣害対策用の防護柵の設置、補修を共同で実施するなど、交流を深めた。



学生によるゆず収穫体験の様子



自治会と学生共同での
獣害対策用防護柵の設置

(イ) 「農」に携わる人材確保モデルの取組支援

田園回帰の気運の高まりに伴う移住者等を新たに半農半Xや自給的農家など「農」に携わる人材として確保していくため、NPO 法人や農業関連団体等の中間支援組織が実施する取組について、支援を行う。(令和5年度 4件予定)

(オ) 定住・二地域居住の促進と楽農生活実践の拡大

定住や二地域居住を促進するため、都市住民が農山村等で遊休農地を活用して農作業を行ったり、空き家を住居や農林漁業体験施設に活用する場合に農園の整備や空き家の改修費用の一部を助成している。(令和4年度 農園整備7件、空き家改修4件)



空き家改修による農業体験施設整備 (丹波市)

また、施設の開設時における広報やイベント等を支援し、楽農生活実践の拡大を一層推進していく。

(カ) 楽農生活交流人口の増大

農作業や農産物加工等の体験ができる都市農村交流施設やイベント、特産物等の多様な情報をチラシ配布やホームページ、LINE、お出かけ情報サイト等を通じて広く県民に発信し、楽農生活交流人口*の増大を図っている。

【ひょうご農林水産ビジョン2030の楽農生活交流人口の目標 (年間)】

現状 (R3)	中間 (R7)	目標 (R12)
896 万人	1,160 万人	1,224 万人

※楽農生活交流人口：交流拠点施設、農林漁業体験施設等の都市農村交流施設の利用者数



LINE のアカウント紹介画面



旅行・グルメサイトによる PR

5 農地の利用調整

(1) 農業委員会活動の強化

ア 農業委員会の設置

農業委員会は、農地等の利用関係の調整など農地に関する事務を執行するため、市町村に設置された行政委員会であり、県内には芦屋市を除く40市町に設置されている。

また、県段階においては、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等のサポート業務のほか、新規参入や担い手の組織化・運営の支援等を行う「農業委員会ネットワーク機構」として、知事が（公社）ひょうご農林機構を指定している。

イ 農業委員会の事務

農地の権利移動許可等の許認可業務や農地利用の最適化の推進に関する業務のほか、農業経営の改善に役立つ情報の提供、関係行政機関等への農地利用の最適化推進施策の改善についての意見提出などを実施している。

【農業委員会の主な事務】

① 農地の確保と有効利用への取組

農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理及び審議、県への進達等農地法等の法令に基づく事務を行う

② 農地利用の最適化の推進

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした活動を行う

③ 担い手の育成・確保への取組

農業経営の法人化等を通じて担い手の育成・確保を図るとともに、地域農業の状況把握のための調査、農業経営の改善等に役立つ情報提供等を行う

④ 関係行政機関等への意見の提出

農地利用の最適化の推進に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、施策の改善についての意見提出を行う

ウ 現場活動の強化

本県では、農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」を中心とした現場活動を強化するため、兵庫県農業会議（農林機構の内部組織）とともに農業委員会が主体となり、「農業委員会活動パワーアップ運動」の推進に取り組んでいる。

(7) 推進の内容

- a 農地中間管理機構との連携強化や、「人・農地プラン」を法定化した「地域計画」の実現に向けた集落の合意形成活動を通じた担い手への農地集積・集約
- b 「農地パトロール」の充実強化や、所有者等の意向を踏まえた利用調整活動を通じた遊休農地の発生防止・解消
- c 新規就農者・企業等の受入に向けた地元調整と定着支援

(イ) 県による支援

- a 会議・研修への職員の講師派遣等を通じた情報提供・助言
- b 活動の指針となるマニュアル等の整備・活用促進
- c 国庫交付金等を活用した支援



農業委員・農地利用最適化推進委員による農地のマッチング

南あわじ市農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が、農地を探している新規就農者に対し、現地案内の上、周りの農家や地元代表を紹介して顔合わせする機会を設け、円滑に地域に入っていけるように支援している。

令和4年度は、64筆 43,308㎡（速報値）の貸出・所有権移転に結びつけるなど担い手育成・遊休農地解消に成果を挙げている。



マッチングできた農地を前に貸し手（左）と推進委員（右）

エ 農業委員会と農林機構の連携による農地対策等の推進

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が農林機構の農地集約推進員・農地集約化協力員と、地域の人・農地に関する意見交換や情報共有を図り、農地利用の最適化を推進するとともに、人・農地プランを法定化した地域計画の作成・実質化を支援している。

(2) 農地の権利移動の規制等

ア 農地の権利移動

耕作を目的として農地を売買・貸借する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受けなければならない。

【許可の状況】

（各農業委員会からの報告を集計、R4年分は集計中）

年	所有権		貸借権		使用貸借権		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R1年	1,595件	287.4ha	22件	6.1ha	180件	33.3ha	1,797件	326.8ha
R2年	1,713件	309.2ha	25件	8.5ha	85件	18.4ha	1,823件	336.1ha
R3年	1,856件	316.0ha	31件	7.8ha	100件	20.7ha	1,987件	344.5ha

イ 農地賃貸借の解約等

農地賃貸借の解約等をするには、書面で明らかにされた合意による解約の場合は農業委員会への通知をもって足りるが、それ以外の場合は、農地法第18条に基づき、知事又は政令指定都市の長の許可を受けなければならない。

（許可件数（知事許可分）R元年：2件 R2年：1件 R3年：0件 R4年：3件）

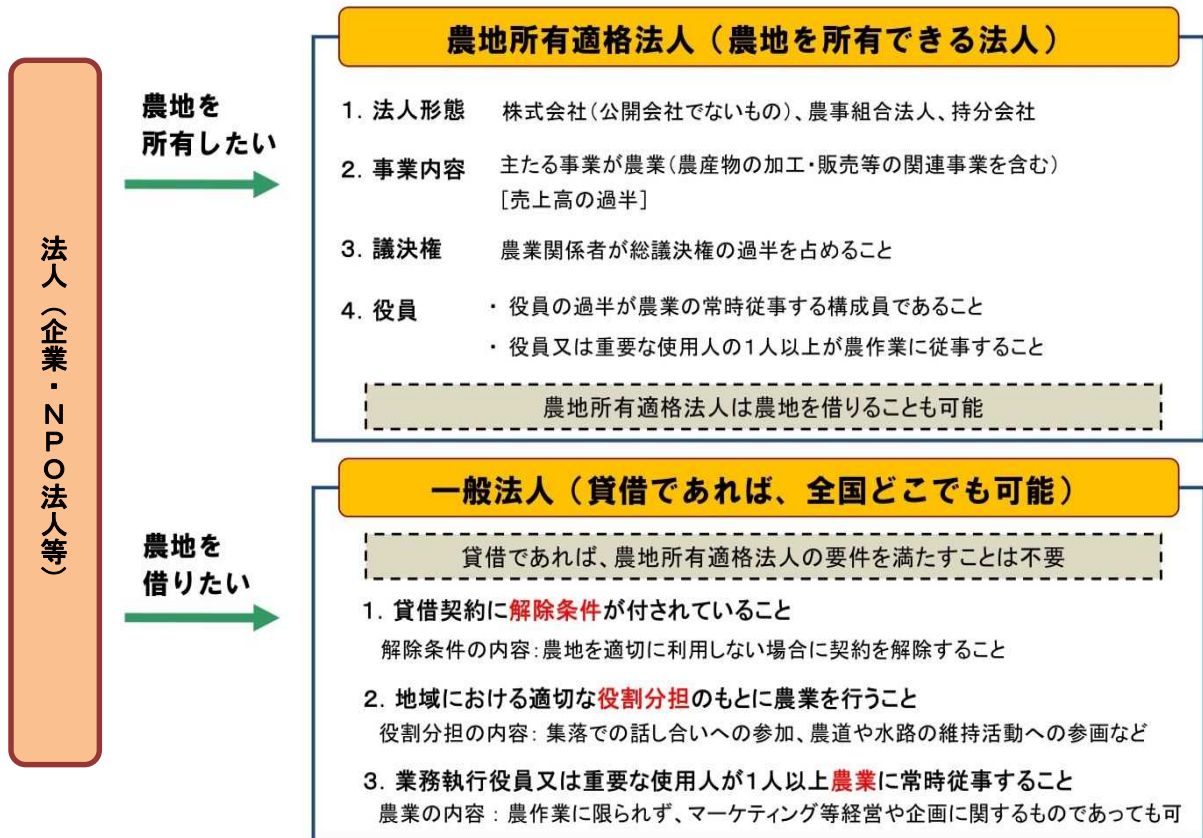
ウ 法人による農業参入

＜農地所有適格法人＞ → 所有・貸借いずれも可能

農地法に基づく要件を満たす「農地所有適格法人」を設立し、農地を所有又は貸借して農業経営を行う。

＜農地所有適格法人以外の法人（一般法人）＞ → 貸借のみ可能（所有は不可）

「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても、一定の要件を満たせば、農地を貸借して農業経営を行うことができる。



【本県における法人の参入状況】

(各農業委員会からの報告を集計、R4年分は集計中)

年 度	農地所有適格法人		一般法人		合計	
	法人数	経営面積	法人数	経営面積	法人数	経営面積
R1年12月末	258	3,918ha	195	658ha	453	4,576ha
R2年12月末	273	4,026ha	216	748ha	489	4,774ha
R3年12月末	279	4,230ha	244	794ha	523	5,024ha

(3) 農地の転用規制

自ら耕作する農地を転用する場合、又は転用のために所有権等の権利を設定・移転する場合は、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、土地利用計画に適合しない無秩序な廃を防止することにより、農業生産の基盤である農地の確保を図るため、農地法第4条又は第5条に基づき、知事又は農林水産大臣が指定する市町村 (県内では神戸市、明石市) の長の許可を受けなければならない。

なお、市街化区域内の農地は、農業委員会への届出により、転用することができる。

【農地転用の状況】

(各農業委員会からの報告を集計、R4年分は集計中)

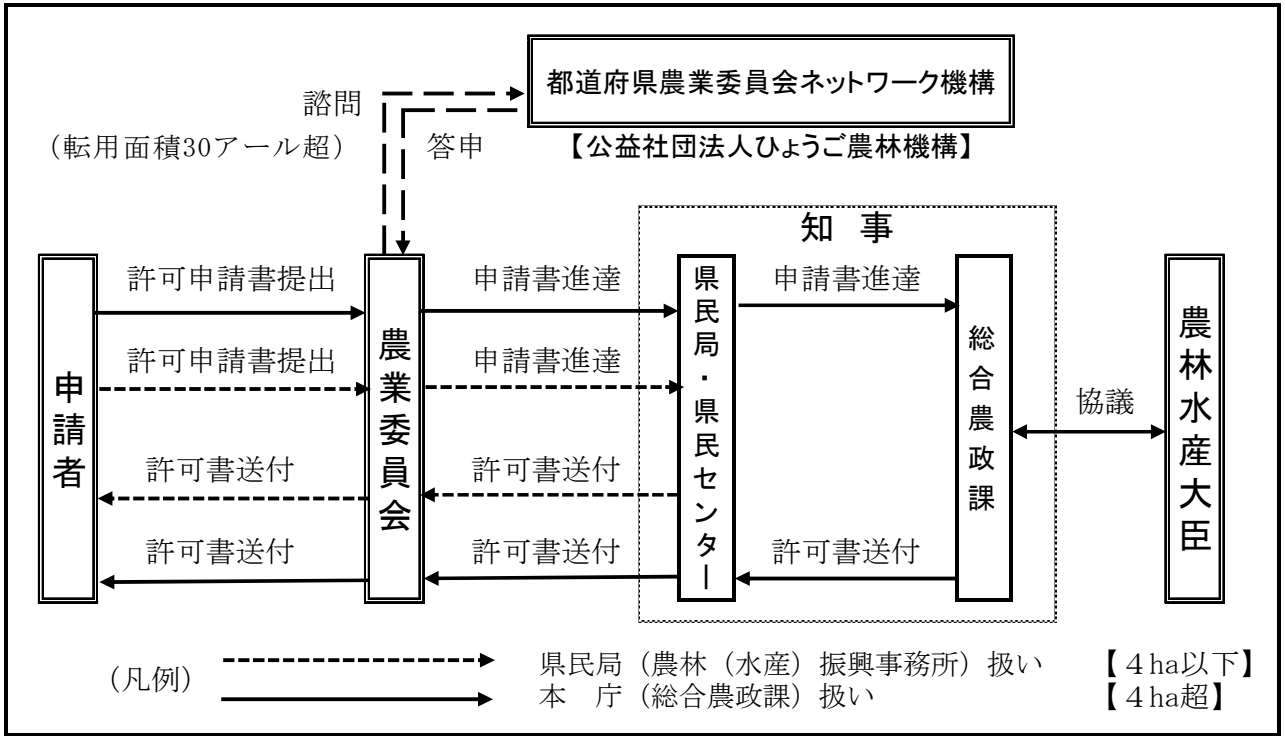
年	第4条関係		第5条関係		許可届出以外	合計	
	件数	面積	件数	面積		件数	面積
R1年	939件	53.0ha	2,686件	213.4ha	54.2ha	3,625件	320.6ha
R2年	724件	35.6ha	2,317件	166.7ha	34.6ha	3,041件	236.9ha
R3年	795件	37.3ha	2,491件	181.8ha	65.7ha	3,286件	284.8ha

(注) 農地法第4条: 自ら耕作する農地を農地以外のものにする場合

農地法第5条: 転用目的で農地の所有権、賃借権等の権利を設定、移転する場合

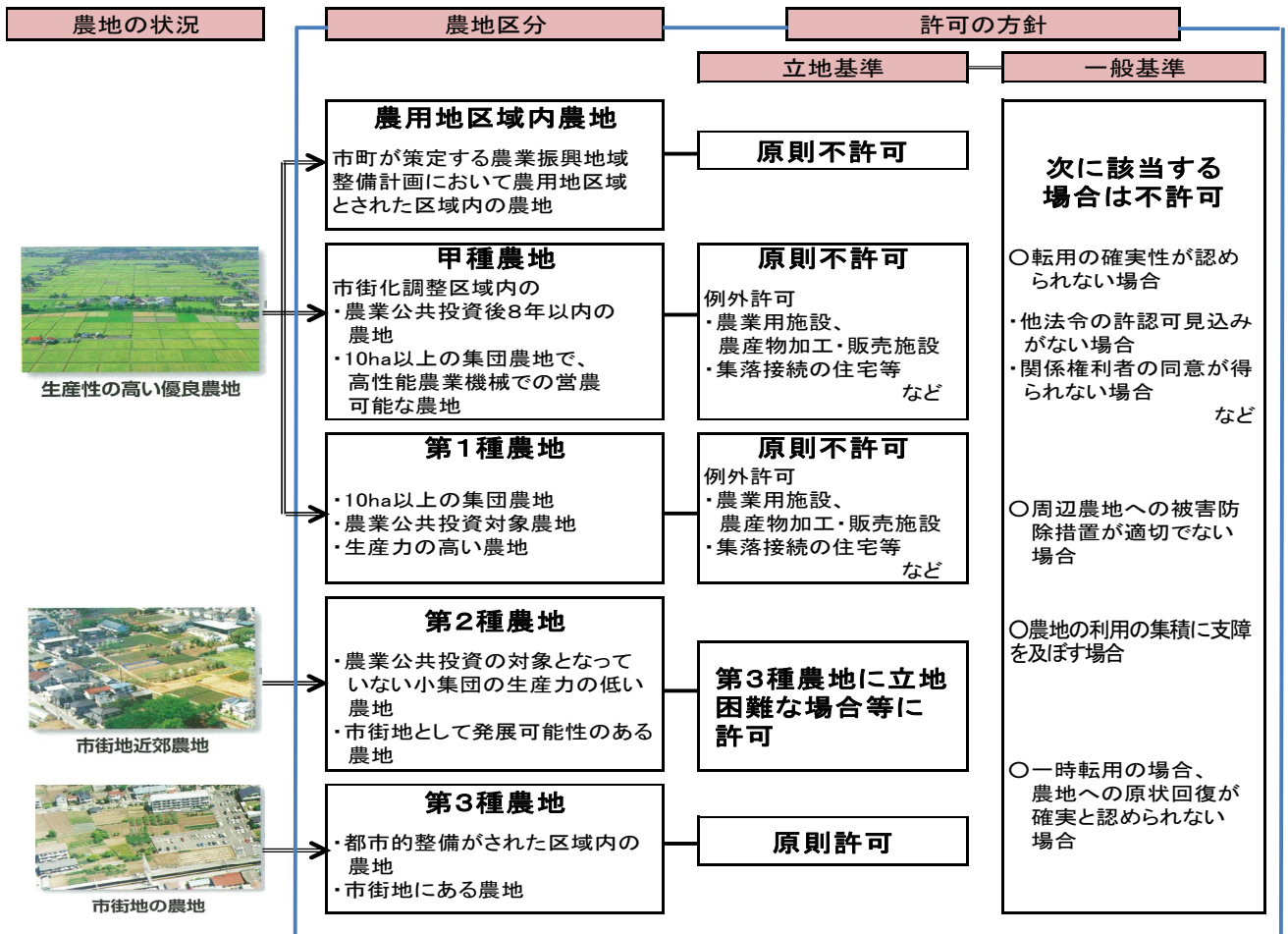
許可届出以外: 公共事業により転用する場合等、許可・届出を要しない場合

<農地転用許可の流れ（知事許可の場合）>



<農地転用許可基準>

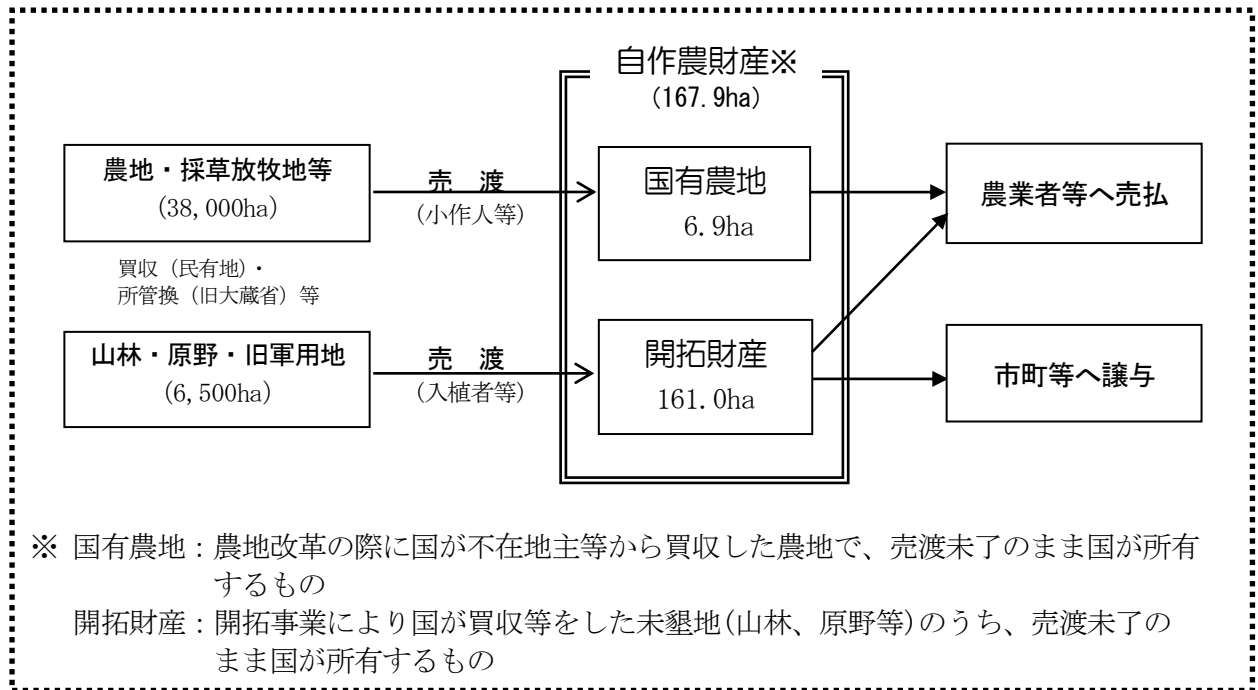
農地転用許可の基準は、農地法等国の法令により規定されており、個別の案件ごとに「立地基準」と「一般基準」に照らし、総合的に判断している。



(4) 自作農財産の管理及び処分

ア 趣 旨

終戦直後、国が農地改革や開拓事業により、自作農創設や農業上の利用増進を目的として買収した土地（自作農財産）のうち、未処分のまま残存している土地について、県では、国の法定受託事務として、自作農財産の管理及び売払等の処分を行っている。



イ 自作農財産の管理及び処分状況

(7) 自作農財産の管理

(令和5年3月31日現在)

国有農地 (既墾地)			開拓財産 (未墾地)			計
区分	筆数(件数)	面積 (㎡)	区分	地区数(件数)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
農耕貸付	59 (50)	8,916	農耕貸付	1 (2)	1,516	10,432
転用貸付	14 (13)	3,025	転用貸付	15 (28)	802	3,827
未貸付	246	56,819	未貸付	187	1,608,074	1,664,893
			うち道水路	172	1,389,851	
合計	327 (63)	68,760	合計	187 (30)	1,610,392	1,679,152

(注) 開拓財産の地区数の計は、重複計上のため区分別の計とは合致しない。

管理：測量、境界確定、樹木伐採・除草、柵看板設置 など

(イ) 令和4年度処分状況 (R4.4.1~R5.3.31)

区分	売 払	譲 与	計
国有農地	— ㎡(— 筆)	345 ㎡(8 筆)	345 ㎡(8 筆)
開拓財産	74 ㎡(1 筆)	588 ㎡(8 筆)	662 ㎡(9 筆)
計	74 ㎡(1 筆)	933 ㎡(16 筆)	1,007 ㎡(17 筆)

・売 払：土地を農業利用目的や農業利用以外の目的で売ること

・譲 与：道水路について、機能管理を続けることを条件に市町等に譲与すること